

かすみがうら市

元気シニア



ボランティア事業

介護予防事業の1つとして市が指定した介護保険施設や児童福祉施設等でボランティア活動をして活動の時間数に応じたポイントにより翌年度に奨励金として交付される事業になります。

<どんな人が参加できるの？>

市内に住所がある65歳以上の方

(注意)

- ・要支援、介護認定を受けている方は利用できません
(総合事業対象者も含む)
- ・介護保険料を滞納している方はポイントを換金することができません。

<参加するにはどうすればいいの？>

「かすみがうら市元気シニアボランティア事業講座」に受講が必要となります

<どんな活動をするの？>

- ①レクリエーション活動
- ②行事の運営補助
- ③散歩、外出又は屋内移動における補助
- ④話し相手、朗読等
- ⑤配膳の補助
- ⑥清掃、草取り
- ⑦利用者の見守り
- ⑧その他(児童クラブ等)遊び相手、紙芝居、絵本等

<登録・お問い合わせはこちら>

事務局：かすみがうら市地域包括支援センター

(TEL0299-59-2111)

住 所：かすみがうら市上土田433-2

ボ
ラ
ン
テ
ィ
ア
募
集
中



※詳しくは裏面へ

かすみがうら市

かすみがうら市元気シニアボランティア事業(概要)

<参加方法について>

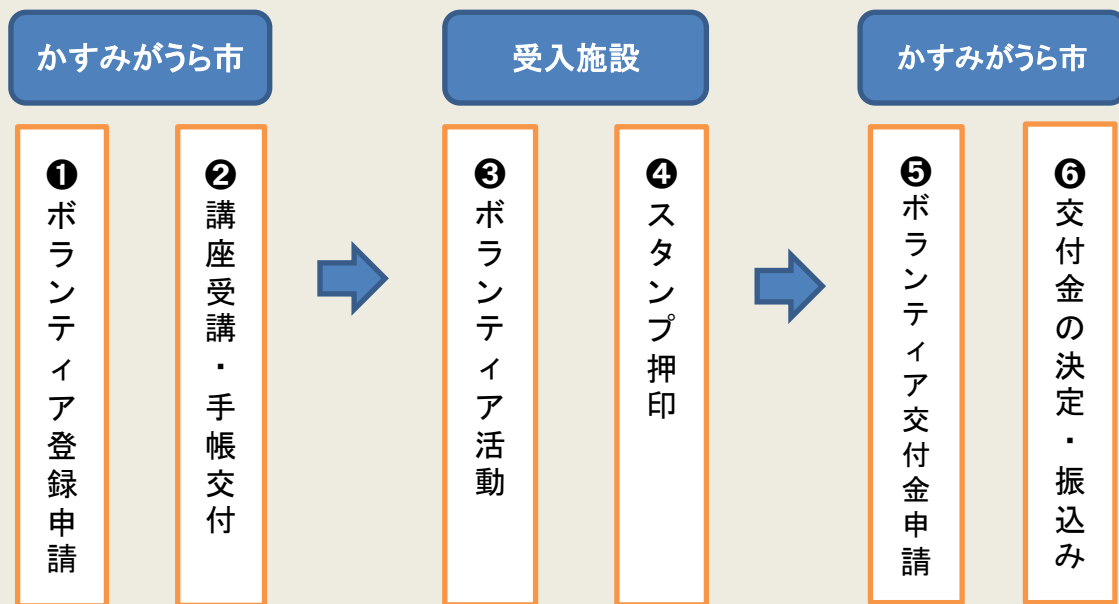
- ①申請書を記入して提出します
- ②かすみがうら市元気シニアボランティア事業講座を受講します(予約制)
- ③市からボランティア手帳を交付します
- ④ボランティア活動を行います
- ⑤年度末に手帳をかすみがうら市に提示し、交付金の申請をします。

～元気シニアボランティア講座日程～

	日 時	会 場
第1期	5月24日(金)14時～	あじさい館
第2期	8月20日(火)14時～	やまゆり館
第3期	11月20日(水)14時～	あじさい館
※13:30受付開始となります		

※予約制となるため5日前までにお電話でお申込みください

元気シニアボランティア事業の実施の流れ



スタンプ数	ポイント数	金額
10～19まで	1,000ポイント	1,000円
20～29まで	2,000ポイント	2,000円
30～39まで	3,000ポイント	3,000円
40～49まで	4,000ポイント	4,000円
50以上	5,000ポイント	5,000円

※スタンプの押印は1時間につき1個とし、1日の上限が最大2個までとなります。

※交付金は雑所得にあたりますので確定申告が必要となります。ご不明な点がございましたら、土浦税務署にお問い合わせください

ボランティア手帳を紛失された場合、以前のスタンプの押印はできないので気をつけて下さい！

